

建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定の基準
(認定基準)

令和 7 年 4 月 1 日

加古川市 都市計画部 建築指導課

認定基準

- 認定基準 イ) ほ場整備事業による道(規則第 10 条の3第1項第1号)に面して建築物を計画しているもの。
- 認定基準 ロ) 港湾管理道、河川の管理用通路等の公的管理道(規則第 10 条の3第1項第1号)に面して建築物を計画しているもの。
- 認定基準 ハ) 施行令第 144 条の4第1項各号に適合する道に面して建築物を計画しているもの。

- ・ この認定基準は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 43 条第1項の規定に適合しない建築物であって、同条第2項第1号の規定に該当するものについて、適用する。
- ・ この認定基準の適用にあたり、道・通路の管理者等の承諾が必要な場合もありますので、事前に敷地及び周囲の状況等を調査・確認のうえ、建築指導課にご相談ください。
- ・ 認定申請手続きは、建築確認申請の前に行なう必要があり、認定申請手数料(27,000 円)が必要となります。
- ・ 認定基準に該当しない場合であっても、その計画が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる場合には、法第 43 条第 2 項第 2 号許可を受けられる場合がありますので、法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可の基準(包括同意基準)をご確認下さい。

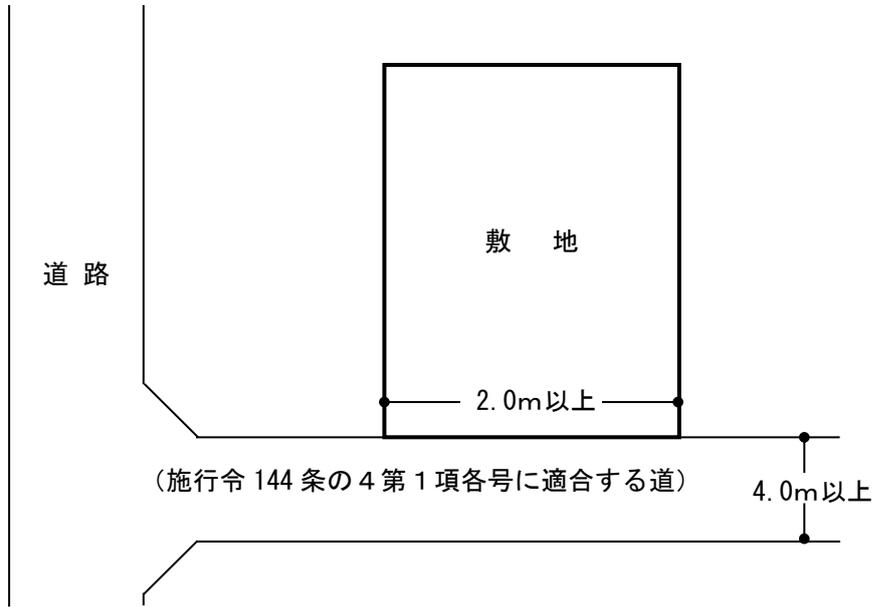
認定基準 イ)		
イメージ	ほ場整備事業による道（規則第 10 条の 3 第 1 項第 1 号）に面して建築物を計画しているもの	
<p>(参考図)</p> <p>The diagram illustrates a rectangular plot labeled '敷地' (Plot) situated next to a road labeled '道路' (Road). The plot's width is indicated as '2.0m以上' (2.0m or more). The road's width is indicated as '4.0m以上' (4.0m or more). The road is specifically identified as a 'ほ場整備事業による道' (Road created by field improvement work).</p>		
敷地及び敷地の周囲の状況 (前提条件)	<ul style="list-style-type: none"> ①敷地が幅員 4.0m以上のほ場整備事業による道に接していること。 ②敷地は道に 2.0m以上接していること。 	
管理者の承諾	道を通行することに管理者が承諾していること。	
建築物に付加する条件	用途	専用住宅、農業用倉庫（延べ床面積 150 m ² 以下）に限る。
	階数	地上階数 2 以下
	構造	なし
	規模	敷地内の建築物の床面積の合計は 500 m ² 以内
	容積率	道を道路とみなして算定
	高さ	道を道路とみなして道路斜線（法第 56 条第 1 項第 1 号）を適用（法第 56 条第 2 項及び 7 項による緩和なし）
その他の認定条件	なし	
備考		

認定基準 口)		
イメージ	港湾管理道、河川の管理用通路等の公的管理道（規則第10条の3第1項第1号）に面して建築物を計画しているもの	
(参考図)		
<p>敷地</p> <p>2.0m以上</p> <p>4.0m以上</p> <p>道路</p> <p>(港湾管理道、河川の管理用通路等の公的管理道)</p>		
敷地及び敷地の周囲の状況 (前提条件)	<ul style="list-style-type: none"> ①敷地が幅員4.0m以上の公的管理道に接すること。 ②敷地は道に2.0m以上接していること。 	
管理者の承諾	道を通行することに管理者が承諾していること。	
建築物に付加する条件	用途	<ul style="list-style-type: none"> ①管理者の認める土地利用上やむを得ないもの ②法別表第1(イ)欄(1)項以外の用途 ③兵庫県条例第4条、16条、23条、26条に抵触しない建築物
	階数	なし
	構造	なし
	規模	敷地内の建築物の床面積の合計は500㎡以内
	容積率	道を道路とみなして算定
	高さ	道を道路とみなして道路斜線（法第56条第1項第1号）を適用（法第56条第2項及び7項による緩和なし）
その他の認定条件	なし	
備考		

認定基準 ハ)

イメージ 施行令第144条の4第1項各号に適合する道に面して建築物を計画しているもの

(参考図)



敷地及び敷地の周囲の状況
(前提条件)

- ①敷地が幅員4.0m以上の施行令第144条の4第1項各号に適合する道に接すること。
- ②敷地は道に2.0m以上接していること。
- ③道に沿って既に建築物が建ち、相当の期間、道路と一体的に広く一般交通の用に供されていること。
- ④道は一般の通行に支障のないよう整備され、適切に管理されていること。
- ⑤道は改正法施行時（平成11年5月1日）以前より存在していること。
- ⑥行き止まりの道にあっては、増築又は建替えであること。

管理者の承諾

現況幅員の確保及び通行に関する所有者等の承諾等が得られていること。

建築物に付加する条件

用途	専用住宅に限る
階数	地上階数2以下
構造	なし
規模	敷地内の建築物の床面積の合計は500㎡以内
容積率	道を道路とみなして算定
高さ	道を道路とみなして道路斜線（法第56条第1項第1号）を適用（法第56条第2項及び7項による緩和なし）

その他の認定条件

なし

備考